

山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号以下「規則」という）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画する地域学校協働活動を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣決定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第25条の規定に基づき定められた、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」の「2. 事業の内容」に規定する教育支援活動等（地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組）を市町村が実施するために必要な経費のうち、交付要綱第4条別記に定めるところにより、教育長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める対象経費に、3分の2を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号とする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（第4号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 前条（1）に規定する軽微な変更は、補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容を変更するものであるが、その内容が軽微であり、事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

(状況報告)

第7条 教育長は、必要があると認めるときには、市町村に対し、速やかに状況報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(調書等の作成及び保管)

第8条 市町村長は補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第1号様式）を作成するものとする。

2 市町村長は、前項の調書及び支出内容を証する書類を事業完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第9条 市町村長は、交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第10条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に、補助金交付決定通知書（第3号様式）を送付するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は精算払とする。ただし、教育長は、必要があると認める場合においては、市町村長に対し、概算払により交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

(申請額の取り下げ)

第12条 市町村は、交付決定の内容や条件に不服があるときは、交付決定通知を受領した日から20日以内に申請の取り下げをすることができる。

(実績報告)

第13条 この補助金の実績報告は、事業が終了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 教育長は、前条の規定による実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第 8 号様式）を送付するものとする。

2 教育長は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 15 条 教育長は、第 5 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 10 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 市町村が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令又は本要綱に基づく教育長の指示に違反した場合

(2) 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、教育長は市町村長に対し、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 教育長は、第 1 項の (1) から (3) までの理由により交付の決定を取消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95% の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(附 則)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業名	1 区分	2 対象経費	3 補助率
山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業	山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業	<p>(1) 地域学校協働活動推進員等*¹への謝金 謝金単価上限は1,500円(時間)とする。 地域学校協働活動に係るもの(事前準備等も含む)への謝金とする。</p> <p>(2) 協働活動リーダー*²への謝金 謝金単価上限は1,480円(時間)とする。 地域学校協働活動に係るもの(事前準備等も含む)への謝金とする。</p>	2 / 3

*¹地域学校協働活動推進員等とは地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う者を指す。

なお、市町村教育委員会から委嘱を受けていないが地域学校協働活動推進員と同様の活動を行う地域コーディネーターも含む。
この補助事業は地域と学校の教育活動をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進を目的とするものであり、放課後子ども教室の運営を行ってきたコーディネーターの業務は含まない。放課後子ども教室の運営を行ってきたコーディネーターに本補助金を活用する場合には、業務日誌等で放課後子ども教室に係わる業務と本業務との業務時間の区別ができるようにしなければならない。

*²協働活動リーダーとは地域学校協働活動を中心的に担う人材であり、例としてPTA経験者、元教員、自治会関係者、地域の高齢者、大学生などを想定している。学校の活動支援において地域学校協働活動推進員が企画・調整した内容について、協働活動サポーターや無償ボランティアなどをとりまとめながら、当日の具体の様々な学習・体験・交流プログラムを中心的に実施する者を指す。